

1 追加事項

本人が開示を受けていない保有個人情報についての訂正請求の取扱い (条例第28条、条例第36条)
--

〔関係条文〕

○個人情報の保護に関する条例

(訂正請求権)

第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第25条第1項又は第26条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

2～4 略

(他の制度との調整等)

第53条 ～3 略

4 他の法令等又は実施機関等の定める規程により保有個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に保有個人情報の本人に交付されている場合には、これらの保有個人情報を第25条第1項又は第26条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなして、第28条第1項の規定を適用する。

※第25条（開示の実施）・第26条（簡易な開示）

○個人情報の保護に関する法律

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この

法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2・3 略

〔個人情報保護委員会の見解〕

法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。他方、法第108条は、訂正及び利用停止の手續に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手續に関するものであり、訂正の手續に関する事項に含まれるため、訂正請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。

〔当局説明〕

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえると、保有個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に保有個人情報の本人に交付されている場合には、これらの保有個人情報を個人情報保護法の規定により開示を受けた保有個人情報とみなして、訂正請求権を行使できる旨の規定を設けることが適当と考える。

簡易開示の取扱い (条例第 26 条)

〔関係条文〕

○個人情報の保護に関する条例
(簡易な開示)

第 26 条 実施機関等があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭によりすることができる。

2 前項の規定により、口頭による開示請求をしようとする者は、第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、実施機関等に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示しなければならない。

3 実施機関等は、第 1 項の規定による開示請求があったときは、第 20 条から第 24 条までの規定にかかわらず、直ちに、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示の方法は、前条の規定にかかわらず、実施機関等が定める方法によるものとする。

○個人情報の保護に関する法律
(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～四 略

3・4 略

〔個人情報保護委員会の見解〕

口頭による開示請求は、法に基づく開示請求としては認められませんが、本人に対する保有個人情報の提供は、法第 69 条の要件を満たす場合に各地方公共団体の判断で行うことができます。この場合、法に基づく開示請求として手数料を徴収することはできませんが、法その他の法令に反しない範囲で、法第

69条第2項第1号に基づく本人への保有個人情報の提供について運用に係るルールを定めることは考えられ、手数料又は実費徴収について定めることも、ここでいう「運用に係るルール」の中には含まれます。

〔当局説明〕

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえると、個人情報保護法の開示請求権とは異なる本人への保有個人情報の提供として、現行の口頭による開示請求と同等の保有個人情報の提供が可能となるよう運用に係るルールを整備する等の必要な措置を講じることが適切と考える。